

2025年3月

お客様各位

遠軽信用金庫

破産管財人等特殊口座開設手数料の新設のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では、2025年3月17日（月）より下記のとおり手数料の新設をいたします。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設する手数料

破産管財人等特殊口座開設手数料

2. 適用開始日

2025年3月17日（月）

3. 対象となるお客様

適用開始日以降に、対象となる口座を開設されるお客様

4. 対象となる口座名義

破産管財人、相続財産管理人、相続財産清算人、相続財産預り口、不在者財産管理人、遺言執行者、遺産承継人、遺産整理受任者、これらに準ずる目的で作成された名称の預金口座

5. 手数料金額

11,000円/口座（税込）

<詳しくは当金庫窓口にお問い合わせください。>

以 上